## 施設等利用給付認定について

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まります。認可外保育施設等を利用し、無償化の給付を受ける場合は、認定を受ける必要があります。

#### 【認定区分】

認定には、児童の年齢及び保育の必要性により次の区分があります。

認定区分	対象	保育の 必要性	利用施設•事業
新1号認定	満3歳以上	なし	• 幼稚園(新制度未移行)等
新2号認定	クラス年齢 (*1) が 3歳から5歳	あり	<ul><li>・認可外保育施設</li><li>・預かり保育(幼稚園・認定こども園)</li><li>・一時預かり事業</li></ul>
新3号認定	クラス年齢 (*1) が O歳から2歳 (*2)		<ul><li>・一時預かり事業</li><li>・病児保育事業</li><li>・ファミリー・サポート・センター事業等</li></ul>

- (※1)「クラス年齢」とは、対象年度における4月1日時点での年齢
- (※2) 住民税が非課税である世帯に限る。

#### 【以下の方については、対象となりません。】(申請不要)

- (1)認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所を「教育・保育給付認定の2号認定又は3号認定」で利用している方
- (2)企業主導型保育事業所を利用している方

#### 【認定要件】

新2号認定及び新3号認定を受けるためには、保護者のいずれもが、次の「保育を必要とする 事由」のいずれかに該当する必要があります。詳しくは別紙の記入上の注意をご覧ください。

- ①就労していること
- ②妊娠中または出産後間がないこと
- ③病気やけが、または心身の障害を有していること
- ④同居の親族を常時介護または看護していること
- ⑤震災、風水害、火災など災害の復旧に当たっていること
- ⑥求職活動を継続的に行っていること
- ⑦就学や職業訓練で学校等に通っていること
- ⑧虐待や DV のおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用を必要とすること
- ⑩その他上記に類するものとして町が認めるもの

# 【提出書類について】

施設等利用給付認定の申請に伴い、以下の書類を提出してください。

必要書類	対象	備考
①施設等利用給付認定申請書	全員	児童1人につき、1枚必要です。(記入例は別紙)
②マイナンバー記入用紙	全員	世帯につき1枚必要です。 本人確認書類及び番号確認書類のコ ピーを添付してください。
③保育所等利用申し込み等の 不実施に係る理由書	新2号認定及び新3 号認定を申請する保 護者のうち、認可外 保育施設を利用する 予定である保護者	児童1人につき、1枚必要です。
④海外での収入や控除書類等 がわかる書類	児童のクラス年齢が 〇歳から2歳までで あり、かつ、海外勤務 等により日本で課税 されていない保護者	海外での収入等がある場合は、提出し てください。

### 【提出先】

入善町役場 結婚・子育て応援課窓口(6番窓口)

